



2024年7月3日

各 位

上場会社名 東京産業株式会社
代表者 代表取締役社長 蒲原 稔
(コード番号 8070 東証プライム)
問合せ先責任者 取締役企画本部長 田沢 健次
(TEL 03 - 5203 - 7841)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました2024年3月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備

(1) 今回発生した事案の発覚に至る経緯

2024年3月期第2四半期決算の過程で、当社が関連する太陽光発電案件（以下「本発電案件」といいます。）に係る特定の仕入先に対する長期未収入金の保全措置として担保設定を受けていた受入担保資産の一部が当社の承諾なく譲渡されていた事実が確認されました。これを受けて、当社では当該長期未収入金の回収可能性の評価及び本発電案件と同一の関係者が関与する太陽光発電案件において購入し仕掛品として計上しているID権利の資産性及び収益性の評価について検討が必要と認識し、外部調査委員会による調査（以下「当初調査」といいます。）が開始されました。当初調査の終盤に、当社が元請として受注する別の太陽光発電工事請負案件（以下「本請負工事」といいます。）において、下請業者が特定の太陽光発電所の建設請負工事で生じた追加の工事原価の負担等から、二次下請業者への工事代金を支払えず、工事の遂行が困難になっているという事実が確認されました。これを受けて、追加の工事原価に係る費用負担に関連して工事原価の増額に伴う工事原価総額の見積りの変更が適切に処理されていなかった可能性があることから、工事原価総額の見積りについて検討が必要と判断し、外部調査委員会による追加調査（以下「追加調査」といいます。）が実施されました。これらの調査の結果、当社は影響を受ける過年度の決算を訂正するとともに、第112期及び第113期の有価証券報告書並びに第112期第1四半期から第114期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

(2) 外部調査委員会による指摘の内容

外部調査委員会による調査の結果、以下の指摘を受けました。

① 長期未収入金の回収可能性に関する検討不足

当社は、特定の太陽光発電所に係るID権利を転売目的で購入し、これを転売しましたが、当社から転売先への売却に関する契約が解除されたことを受け、当社と仕入先との間の契約も合意解除することとなりました。合意解除に伴い、仕入先に対して売買代金の返還請求権を有することとなり、2023年3月期末において、当社は、仕入先に対し、売買代金の未返還分を長期未収入金として計上していました。当該債権を担保するために、当該返還債務の連帯保証人となった会社から同社が保有する不動産等の資産に担保権の設定を受けていましたが、その後、担保資産の一部が当社に無断で第三者に売却されていることが発覚いたしました。

当該担保資産の売却は当社に無断で行われていたものであるものの、当初調査により、2023年3月頃には、担保設定者から当社法務担当者に対し、一部の担保資産の売却交渉が具体化している事

実及び売却交渉中の担保資産の評価額相当額の全額は返還が難しい等の通知を受けており、これらの情報は経理部とも共有されておりました。加えて、担保設定者は、当社が別の太陽光発電案件（以下、「別件太陽光発電案件」といいます。）において ID 権利を購入した取引先であり、当社が ID 権利を購入した後も別件太陽光発電案件事業化に向けた活動を担保設定者が行っていたため、当社が ID 権利を資金化するためには担保設定者の協力が不可欠であったことから、担保設定者の破綻や態度の悪化を招くことが想定される強引な担保処分については、実行することができなかったことも踏まえると、本来であれば、2023 年 3 月期末において、長期未収入金の回収可能性の検討にあたっては、回収不能となることを十分に考慮した会計処理を実施すべきでした。

② 実態と異なる工事進捗率に基づく会計処理

いわゆる工事進行基準（「収益認識に関する会計基準（企業会計基準 29 号）」における、一定期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識）による会計処理を行うにあたり、当社では四半期毎に工事の進捗率が記載された進捗表から進捗状況を確認し、会計処理を行っておりました。

進捗状況を確認する進捗表は 2 種類あり、1 つは一次下請業者が当社に対して提出する進捗表（以下「下請名義進捗表」といいます。）で、もう 1 つは下請名義進捗表を基に当社の担当者が作成する進捗表（以下「当社名義進捗表」といいます。）です。いわゆる工事進行基準における会計処理にあたっては、当社名義進捗表を基礎資料としておりました。

当社名義進捗表は、本来であれば一次下請業者が作成した下請名義進捗表を受領し、これを基に当社の担当者が当社フォーマットに落とし込んで作成されることで、一次下請業者が当社に対して申告する実際の工事の進捗状況を反映した進捗率が算定されるものでしたが、本請負工事における下請名義進捗表は、一次下請業者ではなく、当社の営業担当者が定例会議で取得した資料等を基に作成しておりました。なお、下請名義進捗表が当社営業担当者主導で作成されていることについては、当社経理部を含むほとんどの当社役職員は認識しておりませんでした。また、本請負工事では、当社営業担当者が起案したモジュールの据付分という名目の請求書に基づき、モジュールが据え付けられる前に、施主から当社に対しての先行支払い及び当社から一次下請業者への先行支払いを行っておりました。

このような状況のもと、当社営業担当者は、モジュールに関する進捗率について、進捗率が 0% のままでは、自らが起案したモジュールの据付分という名目で金銭の支払いがなされている事実との整合性が取れない等と考え、モジュールが納品すらされていないにもかかわらず、一次下請業者から口頭で手配が完了していると報告を受けていた分につき、納品・据付が完了しているものとみなして、実態としての進捗率に基づかない下請名義進捗表及び当社名義進捗表の作成を行い、当該進捗率が当社における工事進行基準の適用の基礎資料として用いられ、実態にそぐわない不適切な会計処理がなされるに至りました。

③ 原価回収基準による会計処理への適時切替えの懈怠

本請負工事について、多額の追加費用を要することが見込まれることとなり、当該追加費用の負担に関して、2022 年 8 月以降、施主及び当社と一次下請業者で交渉が継続的に進められていました。また、一次下請業者では、2023 年 3 月期においても、これらの工事について総原価の見直しが行われ、多額の見積総原価の増額により、粗利ベースで赤字見込みとなっていたため、同社は、追加費用を全額負担することが困難であり、当社へ負担を求めざるを得ない状況となっていました。

そのため、2023 年 3 月期の第 2 四半期以降においては、一次下請業者から当社に追加費用の請求が行われる可能性が高い一方で、工事原価総額に含めるべき追加費用の金額を合理的に見積る

ことはできない状況でした。ただし、その金額は当社決算において重要性がある金額となりうることから、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準 29 号）」が規定するところの進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足し、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積ることができない場合に該当し、2023 年 3 月期第 2 四半期以降においては、いわゆる工事進行基準による会計処理ではなく、原価回収基準での会計処理へ切り替えを行うことが必要でした。

④ 一次下請業者に対する前渡金の管理不足

当社は、一次下請業者の資金需要等の要請もあり、本請負工事に関して複数回にわたり前渡金を支払っておりましたが、2023 年 11 月頃、一次下請業者の資金繰りの問題で当社が本請負工事を継続して行うことが困難であることが判明したため、別の下請業者への発注の検討を進めました。

このような理由から、当該前渡金の残額分については、もはや一次下請業者側での工事や資材調達に用いられるものとはいえないため、前渡金としての計上は適切ではなく、適時に長期未収入金に振り替えた上で、一次下請業者の資金繰りの状況を踏まえた回収可能性及び貸倒引当金の計上について検討を行うべきでした。

また、2023 年 3 月期第 2 四半期において一次下請業者が追加費用を全額負担することが想定されなくなった状況を会社として正しく認識していれば、それ以降の前渡金は増額した工事総原価の支払いに充当されるべきものとして、前渡金ではなく工事原価として処理されるべきところ、本体工事の前渡金としたまま会計処理を行っておりました。

⑤ 取引形態の変化及び規模拡大に対するリスク検討不足

当社は、2016 年頃から太陽光発電関連取引を始めましたが、取引開始当初は太陽光発電設備の設備認定において割り付けられた設備 ID を顧客に紹介することで紹介手数料を得る仲介取引でした。しかし、ID 権利の名義変更には一定の時間を要するため、ID 権利名義変更前に代金の立替払いをしてほしいという顧客の意向を受け、当社は、仲介という立場では立替払いに応じることはできないと判断し、ID 権利売買契約の当事者となりました。これに伴い当社は、過去において実績の少ない数十億円規模の資金立替や契約を行うようになりましたが、このような取引の管理体制やリスク検討については仲介取引時から大きく変わっていませんでした。

また、本請負工事は、顧客による事業実施が概ね決定した後、工事資金手当ての段階において、下請業者が金融機関からのファイナンスを受けられず、当社が元請となったため、顧客と下請業者との間で取引スキームについては既に概ね合意されているものでした。そのため、案件に内包されるリスクや取引条件の精緻な検討が難しく、これまでの取引実績等に依拠したリスク検討にとどまり、金額規模に応じた顧客及び仕入先の信用リスク、プロジェクトリスク、法的リスク等を十分に検討できておりました。

(3) 開示すべき重要な不備

外部調査委員会による指摘を踏まえ、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける不備の内容については、以下の通りと考えております。

① 全社的な内部統制における不備

I. 統制環境の不備

本発電案件の長期未収入金に対する貸倒引当金の見積りについては、一部の担保資産の売却交渉が具体化している事実や担保設定者の資金繰りが厳しく、担保物件の資金化以外長期未収入金の返済が困難であるとする担保設定者の意向を認知した以降においても、担保設定

者の説明の信憑性の精査や適宜登記簿謄本を取得しての担保資産が無断譲渡されていないかの確認及び回収可能性の検討が不足しておりました。また、本請負工事では、実態にそぐわない進捗率の当社名義進捗表が、いわゆる工事進行基準による会計処理の基礎資料として用いられたことで不適切な会計処理となりましたが、営業担当者は実態にそぐわない進捗率を用いて会計処理が行われることが財務報告に及ぼす影響について、深く考えることなく進捗率を算定しておりました。加えて、経理部において、追加費用が暫定的に決定した後も追加費用の影響を加味した会計処理の検討が行われず、また、監査室において本請負工事が監査の対象となるも過年度の決算処理の訂正が必要となる可能性がある事象との認識に至りませんでした。これらのことから、法務、営業、経理、監査の各部門において、財務報告に及ぼす影響を十分に検討するための会計リテラシーが不足しておりました。

II. リスクの評価と対応の不備

本発電案件については、従前では仲介という形で手数料収入を得る取引形態であったところ、当社が当事者となって売買を行う取引形態へと移行して間もなく取り組んだ案件であり、本請負工事については、取引形態としては従前から取り組んでいたものの、取引規模が今まで請け負ってきた案件と比較して格段に大きいという点で、どちらも非定型ビジネスであったと考えております。そのような取引に取り組むにあたっては、本部長会においてリスク評価を今まで以上により慎重に実施すべきところ、これまでと同様のリスク検討を実施するに止まり、多角的且つ深度のあるリスク検討ができておりませんでした。

III. 情報と伝達の不備

本発電案件において、当社受入担保資産の無断譲渡が発覚以降はより一層慎重に受入担保資産に関する情報収集を行い、長期未収入金の回収可能性を検討すべきでしたが、当時は担保評価時点における登記簿の取得や担保として質権設定を受けていた合同会社の決算書を定期的には取得しておらず、情報収集が不十分でありました。また、本請負工事において、追加費用の会計処理の適切性に影響を及ぼしうる情報が営業部門から経理部門に正しく伝達されておりませんでした。また、監査部門においても追加費用の発生可能性を認識しておりましたが、経理部門に対し、決算への影響の可能性について共有ができておりませんでした。

② 業務プロセスにおける不備

I. 貸倒引当金の見積りプロセスにおける整備状況及び運用状況の不備

本発電案件において発生した長期未収入金に対する貸倒引当金の見積りについては、受入担保資産等の評価や貸倒引当金計上の要否の検討は実施していたものの、受入担保資産等に基づく回収可能性の評価を誤るリスクがあるとの認識が不足していたため、受入担保資産等の評価のための情報収集が十分に実施できておらず、当該リスクに対する統制を適切に整備できておりませんでした。また、本請負工事で発生した下請業者に対する前渡金について、下請業者の資金繰り悪化に伴い、本請負工事の継続ができなくなったことで、支払済みの前渡金については、もはや一次下請業者側での工事や資材調達に用いられるものとは言いえない状況になったため、当事業年度において、前渡金から長期未収入金へ振り替えを行ったうえで、貸倒引当金を計上しておりますが、下請業者の資金繰り状況を考慮した上で適時に前渡金を長期未収入金に振り替え、回収可能性に応じて貸倒引当金を計上する統制が運用されておりませんでした。なお、長期未収入金に対する貸倒引当金の見積りについては、受入担保

資産等に基づく回収可能性の評価が当社において非経常的な業務であり、その評価を誤るリスクがあるとの認識が不足していたため、業務プロセスに係る内部統制の評価対象外となっておりました。

II. 仕掛品の評価プロセスにおける整備状況の不備

太陽光発電案件において当社が購入した ID 権利については、仕掛品として計上しておりますが、仕掛品の評価に関しては当社において非経常的な業務であり、仕掛品の正味売却価額の見積りを誤るリスクがあるとの認識が不足していたため、正味売却価額を見積るために必要かつ十分な情報を収集できておらず、当該リスクに対する統制を適切に整備できておりませんでした。なお、当社において仕掛品の計上及びその評価は非経常的な業務であり、仕掛品の正味売却価額の見積りを誤るリスクがあるとの認識が不足していたため、業務プロセスに係る内部統制の評価対象外となっております。

III. 建設請負工事プロセスにおける整備状況及び運用状況の不備

いわゆる工事進行基準による会計処理を行うにあたり、対象となる工事案件の進捗率を算定する際に考慮すべき発生原価を正確に把握するために必要な確認を行う際、下請名義進捗表と実際の工事の進捗状況が一致しているかの確認に係る統制が適切に整備されておりませんでした。また、いわゆる工事進行基準による会計処理を適用するか検討する際、四半期毎に工事進行基準判定報告を用いて適用の要否を経理部門で検討しておりましたが、工事原価総額の見積りの妥当性に係る会計リテラシーが不足していたため誤った判定を行い、統制が適切に運用されておりませんでした。

当社は、これらの内部統制の不備について、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当該事実の判明から当事業年度末日までに改善のための十分な期間を確保できなかったため、当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、当社は本事実に関する問題点並びに反省を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 非定型ビジネスへの取り組む際のリスクの評価と対応の強化
- (2) 会計リテラシーを向上させる施策の実施とその徹底強化
- (3) イレギュラーな事象の発生原因・再発防止策の検討強化

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて連結財務諸表及び財務諸表に適切に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上